

青字部分が新しく追加された補正情報です。

<講座用テキスト：労働編>

1. 労働基準法

◆誤記等訂正表

特になし

2. 労働安全衛生法

◆誤記等訂正表 <INPUT テキスト>

頁	誤	正
84	◆政令で定める有害業務（令22条イ）の本文2行目 その後定期（ <del>3月以内又は</del> 6月以内ごとに1回）に行わなければならない。	その後定期（6月以内ごとに1回）に行わなければならない。

3. 労働者災害補償保険法

◆誤記等訂正表

頁	誤	正
130	ちょっとアドバイス 最後の□2行目 令和 <del>3年</del> 3月31日をもって受付が終了し、～（後略）	令和 <u>4年</u> 3月31日をもって受付が終了し、～（後略）

4. 雇用保険法

◆誤記等訂正表

頁	誤	正
27	「ちょっとアドバイス」の二段目 出題マーク「（令3択）」	出題マーク「（令3択）」を削除
44	行政手引51254の枠囲み内 【求職活動の回数】3つ目の○3行目 求職活動を原則 <u>3回以上行った実績</u> を確認できた場合に、～（後略）	求職活動を原則3回以上（ <u>給付制限期間が2か月の場合は、原則2回以上</u> ）行った実績を確認できた場合に、～（後略）
72	ここで具体例①、図解の下の枠囲み 2つ目の□2～3行目 一連の期間を通じて、原則「 <u>3回以上</u> 」 <u>行って</u> いればよい。	一連の期間を通じて、原則「3回以上」（ <u>給付制限期間が2か月の場合は、原則2回以上</u> ） <u>行って</u> いればよい。

◆誤記等訂正表<山川答練>

頁	誤	正
解答編 38	問 5D 解説文 5 行目 所定給付日数は 150 日である。	所定給付日数は 90 日である。

5. 労働保険徴収法

◆誤記等訂正表

特になし

6. 社労士過去問題 10 年網羅

<Vol. 1>

◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後
243	No. 027 (H27-09A) 解説文 5 行目 法 12 条の安全管理者の規定を適用する。	法 12 条の衛生管理者の規定を適用する。
251	No. 042 (H29-10E) 解答 ×→○ 根拠条文追加 <u>特化則 27 条</u> 解説文 ( <u>差替え</u> )	<u>出題当時 (改正前) は、「作業主任者の選任規定はなかったが (解答は「×」)、現行 (令和 4 年 4 月 1 日から) では、溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業 (屋内において鋼材をアーク溶接する作業はこれに含まれる) については、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。</u>

<Vol. 2>

◆誤記等訂正表

頁	訂正前	訂正後
143	No. 276 (H29-03 ア) 解説文 3 行目 <u>「通勤災害」</u> の場合も適用され、～ (後略)	<u>「複数業務要因災害」</u> 及び「通勤災害」の場合も適用され、～ (後略)
167	No. 334 (H27-06 オ) 解説文 1 行目 障害 (補償) 等給付及び遺族 (補償) 等年金を受ける権利～ (後略)	障害 (補償) 等給付及び遺族 (補償) 等給付を受ける権利～ (後略)

189	No. 032 (H25-01C) 解答 ○	解答 × <u>根拠条文追加 法 37 条の 5 第 1 項</u> <u>解説文 (差替え)</u>  <u>出題当時(改正前)は正しい基準であり、</u> <u>現行でもなお根拠となる行政手引は変</u> <u>更されていない。しかし、65 歳以上の</u> <u>マルチジョブホルダーが所定の要件を</u> <u>満たす場合、同時に 2 以上の雇用関係に</u> <u>ある労働者が被保険者となることがあ</u> <u>るため、「被保険者となることはない」</u> <u>とする記述は正しいとは言えない。</u>
203	No. 062 (R03-02B) 根拠条文 法 10 条の 3、行政手引 53105 解説文 (差替え)	法 10 条の 3 第 1 項 <u>失業等給付の支給を受けることができ</u> <u>る者が死亡した場合において、その者に</u> <u>支給されるべき失業等給付でまだ支給</u> <u>されていないものがあるときは、一定の</u> <u>遺族が「自己の名」で請求することがで</u> <u>きるのであって、「死亡した者の名」で</u> <u>請求するのではない。</u>
220	No. 106 (H28-03 イ) 問題 4 行目 求職活動を原則 <u>3 回以上行った実績を</u> 確認できた場合に、～ (後略)	求職活動を原則 3 回以上 (給付制限期間 が 2 か月の場合は、原則 2 回以上) 行っ た実績を確認できた場合に、～ (後略)
303	No. 301 (H29-06A) と No. 302 (H29-06C) 根拠条文 法 61 条の <del>4</del> 第 1 項	法 61 条の <u>7</u> 第 1 項